

# 令和5年5月 農業委員会総会

令和5年5月10日（水）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後4時30分まで

## 1. 出席者

### <農業委員>

1番	綿貫清	6番	宮田早苗
3番	石橋義弘	7番	飯田隆男
4番	相京文夫	8番	京増孝一
5番	木我恭子		

### <農地利用最適化推進委員>

篠原庄一	竹尾謙一
高崎孝	小坂和男
斉藤孝壹	

## 2. 欠席者（農業委員）

2番 石渡潤一

## 3. 農業委員会事務局 中村事務局長・鵜澤副主査（書記）・石橋主事

## 4. 議題

第1号議案	農用地利用集積計画について（3件）
第2号議案	農地法5条許可申請について（1件）

# 酒々井町農業委員会総会会議録

令和5年5月10日（水）

- 中村事務局長 ただいまから令和5年5月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 相 京 会 長 本日もご苦労様です。今月から新型コロナウイルスは5類に移行し制限が緩和されることとなり、農業委員会の活動も徐々に再開していければと思います。本日も議案が2件ありますので慎重審議よろしくをお願いします。
- 中村事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。
- 相 京 議 長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、3番 石橋義弘委員、5番 木我恭子委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案2件その他となりますので、よろしくをお願いします。
- 相 京 議 長 始めに、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について、事務局より説明願います。
- 中村事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。貸付者は上岩橋在住者・借受者は成田市在住者です。設定場所は、上岩橋の農地9筆で、地目は田、面積は合計で8,271㎡、利用計画は田です。賃借料は10aあたり1俵です。設定期間は、3年の新規設定です。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号1の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わ

らせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については小坂委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 貸付者はかなり高齢で、〇〇が同居しておりますが会社勤めで後を継ぐのは難しいと聞いております。農機具一式を昨年処分しており、地元でも遊休農地が増え困ると話していたところ、借受者が現れ一安心しているところです。本申請の借受者は特に問題ない方だと思います。

相 京 議 長 小坂委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号2について事務局より説明願います。

中村事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号2について説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。貸付者は下岩橋在住者・借受者は上岩橋在住者です。設定場所は、印旛沼新田の農地2筆で、地目は田、面積

は合計で3, 989㎡、利用計画は田です。賃借料は各年度酒々井町賃借料平均額を元に相談で決定するとのこと。設定期間は、5年の再設定です。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号2の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については竹尾委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

竹尾推進委員 借受者の〇〇さんは現在きれいに田を耕作しております。5年の再設定とすることで、従来通り田をきれいに管理してくれると思います。

相 京 議 長 竹尾委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号3について事務局より説明願います。

中村事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号3について説明させていただきます。

きます。資料の5ページをご覧ください。貸付者は千葉市に住所を有する法人・借受者は伊籾在住者です。設定場所は、伊籾の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で7,001㎡、利用計画は畑です。賃借料は年56,008円です。設定期間は、3年の再設定です。位置につきましては、6ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号3の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については斉藤委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

斉藤推進委員 再設定で、借受者が現在きれいに管理しており問題ないと思います。

相 京 議 長 斉藤委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。譲受人は東京都千代田区に住所を有する法人、譲渡人は墨在住者です。申請地は、墨の農地1筆の一部で、地目は畑、面積は1,147㎡の内1,113.77㎡です。なお、隣接する周囲の7筆と一体での開発許可申請が酒々井町まちづくり課に提出されています。申請理由は、コンビニエンスストアの建設です。権利の種類は、賃借権です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、令和5年7月18日着工予定、令和5年11月15日完了予定です。本申請の墨〇〇〇〇番〇を含む開発区域の地番一覧については8ページをご覧ください。位置図及び開発区域の地目については9ページをご覧ください。公図については10ページをご覧ください。なお、赤枠線で囲まれた開発区域が2箇所に分かれています。小字が異なることによるもので、間に土地は存在せず、8筆一体となります。(北側の墨字〇〇〇〇〇〇番〇・〇〇〇〇番〇と南側の土地は一体)地積測量図については11ページをご覧ください。本申請地に隣接する墨〇〇〇〇番の所有者が不在地主のため連絡が取れず境界の確定ができないことから、境界線から離れた部分までの開発を行うこととなり、本申請は地番の一部分での転用申請となっています。なお、転用面積は地積測量図のとおり1,113.77㎡となります。土地利用計画図については12ページ、給排水計画図については13ページをご覧ください。事業計画については、14,15ページをご覧ください。造成計画については、店舗及び駐車場を建設するための整地を行うのみで、埋め立て等を行わないとのことです。土地選定理由は、店舗計画に適した立地条件を満たしていること及び防災拠点として地域に貢献できると考えたことから選定したとのことです。用水については県道〇〇〇〇〇線側から新規に引き込みます。汚水については汚水枡を設置し、隣接する町道の下水本管に接続します。雨水

排水については、宅内雨水貯留槽を経由し、隣接する町道の既設U字溝に接続します。防災計画については、施工中は工事看板及び誘導員を設置し、施工後は店舗責任者による消防・警察との連携を徹底するとのことです。周辺農地の営農条件への被害防除対策については、土留め・雨水止めブロック等の設置により土砂・雨水流出防止策を講じるとのことです。また、建物自体は平屋のため、周囲への日照・通風への影響はないと考えているとのことです。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については木我委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木 我 農 業 委 員 貸付者は高齢で、〇さん夫婦がおりますが勤めていて畑を耕作する意思はないようです。本申請地は駐車場が広く確保でき、店舗用地とするには立地条件が良いことから〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇側から申し出があったとのことです。

相 京 議 長 木我委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質 疑)

相 京 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

相 京 議 長 それではこれから現地確認を行います。

(現地確認)

相 京 議 長 皆様お揃いのようなので、会議を再開いたします。農地法第5条許可申請



相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 それでは、これから採決を行います。第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

中 村 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 次に、その他について、事務局より説明をお願いします。

(その他)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

中 村 事 務 局 長 7日の水曜日はいかがでしょう。

相 京 議 長 ただ今、7日の水曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、7日の水曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

中 村 事 務 局 長 それでは、これで5月の総会を閉会いたします。